

ID: 249

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	高根沢町指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成10年企業管理規程第3号		
【基準】 第9条の規定による。 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日